

令和3年度第2回障害者施策推進協議会

障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

内閣府において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）が平成28年4月1日に施行されてから3年後の見直しが行われていましたが、令和3年6月4日に、改正法が公布され、同日から3年を超えない範囲で施行されることとなりました。静岡市のこれまでの取組を振り返るとともに、改正法の趣旨を確認し、今後の静岡市における障がいのある人の差別の解消に向けた取組について、御協議をお願いします。

1 行政機関の差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務（障害者差別解消法第7条）

→適切に行っていくための「地方公共団体等職員対応要領」策定の努力義務（障害者差別解消法第10条）

【これまでの取組】

- ・「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日施行）」策定…[別紙1](#)
 - ・「静岡市職員のための障がいのある人への配慮マニュアル（平成28年4月策定。最終改定令和元年11月）」…[別紙2](#)
- 要領に基づいて、職員が適切に対応するために必要な留意事項や具体例等を示したもの。毎月1回業務掲示板に掲載して職員への周知・啓発を行っている。

【課題】

- ・実施した効果を測定するための方策が必要である。

【今後の方向性】

- ・引き続き、要領とマニュアルを活用した職員の研修・啓発を行っていく。
- ・庁内システムを活用した職員へのアンケートの実施等、職員の理解度の測定や対応状況の把握のための取組を検討する。

2 障がいのある人からやその家族等からの相談への的確な対応と紛争の防止又は解決を図るための体制の整備（障害者差別解消法第14条）

【これまでの取組】

- ・障害福祉企画課・精神保健福祉課を相談窓口とする、障がいのある人やその家族等からの相談受付

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
7件	1件	5件	16件	4件

【課題】

- ・紛争の防止又は解決を図るための組織として後述の障害者差別解消支援地域協議会の正式設置を目指したが、相談件数が少ないことなどから、庁内関係部署との調整において紛争の防止又は解決を図るため協議する場の必要性を問われ、正式設置に至っていない。相談事例を適切に収集・分析し、協議する体制の必要性を明確にすることが必要である。

- ・改正法により、国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務が明確化される（別紙4）3（2）参照）ため、改正法の施行に備える必要がある。

【今後の方向性】

- ・障害福祉企画課・精神保健福祉課の窓口以外（各区の障害者支援課、庁内他部署、委託相談支援事業所、静岡県障害者差別相談窓口等）に寄せられている相談事例を適切に収集し、分析するため、以下の取組について、検討を行う。
 - ①庁内システムを活用して、庁内各部署で受け付けた障がいのある人への差別に関する相談事例を障害福祉企画課に収集し、分析する取組
 - ②庁外に専門相談窓口を設置し、当該窓口によって相談事例を収集し、分析する取組
- ※ この取組を、新たに地方公共団体の努力義務となる障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の実施（改正後の障害者差別解消法第16条。別紙4）（3）参照）につなげることを併せて検討する。
- ・相談に対応する人材の育成については、国や県の動向を踏まえつつ、検討を進める。

3 障がいを理由とする差別の解消についての啓発活動の実施（障害者差別解消法第15条）

【これまでの取組】

- ・心のバリアフリーイベント、障害者週間における啓発活動
- ・障害者差別解消法に関する市民向け出前講座の実施

令和元年度	令和2年度
3件	0件

※令和3年度は、6月に1件実施、1月に1件予約有

- ・障害者差別解消シンポジウムの開催（平成30年度）

【課題】

- ・啓発の効果を検証し、より有効な啓発活動の実施方法を検討する必要がある。

【今後の取組】

- ・引続き、啓発活動に取り組む。
- ・令和4年度に実施予定の「障がい福祉に関するアンケート」（3年に1度実施）における障害者差別解消法に関する設問を活用し、啓発活動における課題を抽出し、活動内容を検討する。

＜平成28年度・令和元年度の「障がい福祉に関するアンケート」設問＞

障がいのある人…①障害者差別解消法を知っているか、②障がいがあることを理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるか、③どのような差別を受けたり、いやな思いをしたか

障がいのない人…①障害者差別解消法を知っているか、②差別や偏見があると思うか、③差別や偏見があると感じるのはどのようなときか

4 障害者差別解消支援地域協議会の設置（障害者差別解消法第17条）

【これまでの取組】

平成28年度・平成29年度に、静岡市自立支援協議会権利擁護・虐待防止部会において、障害者差別解消支援地域協議会の在り方について検討を行った。その結果を踏まえた障害者差別解消支

援地域協議会の在り方（別紙3のとおり）を障害者施策推進協議会に諮り、平成30年度に正式設置・運営が実現するよう庁内関係部署との協議を行ったが整わず、正式な設置・運営には至っていない。

《政令指定都市の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況》

障害者差別解消法の地域協議会の位置付けのみ	障害者基本法の合議制の機関（施策推進協議会）を兼ねる	障害者総合支援法の協議会（自立支援協議会）を兼ねる	障害者虐待防止法のネットワークを兼ねる	その他組織の位置付けを兼ねる	合計
13市	5市	2市	1市	2市	20市

※令和2年3月実施の「内閣府障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査」結果より。当該調査では、地域協議会を正式に設置していない場合でも、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが別途存在しており、かつ、過去に当該枠組みで地域協議会の事務に相当する事務を行った実績がある場合は、「設置済」と分類される。静岡市は、平成28年度・平成29年度に静岡市自立支援協議会権利擁護・虐待防止部会において障害者差別解消支援推進協議会について検討を行った実績があることから、平成28年度から「障害者総合支援法の協議会（自立支援協議会）を兼ねる」形で設置済の自治体として分類されている。

【課題】

- ・平成29年度までに検討した障害者差別解消支援地域協議会の役割に加え、今後は、障害者差別解消法の改正により義務化される事業者による合理的配慮の提供（別紙4 2参照）に関する諸問題について協議するなど、障害者差別解消支援地域協議会の必要性は高まると予想されるため、早期に正式設置する必要がある。

【今後の方向性】

- ・改正障害者差別解消法の施行前の正式設置を目指し、前述の相談窓口における相談事例の収集と分析を通じて、静岡市における障がいのある人への差別の現状と課題を把握し、障害者差別解消支援地域協議会の役割と必要性を明確にする。
- ・平成29年度までの検討において、障がい者の差別の解消は、障がい福祉全分野の基本となる「権利擁護・理解促進」に関する事であることから、障害者差別解消支援地域協議会の委員は、静岡市障害者施策推進協議会の中心に委員を選出する方針となっていたため、正式設置の際には、静岡市障害者施策推進協議会の委員に障害者差別解消支援地域協議会の委員を兼ねていただき、事例に応じて必要な委員を加える構成での設置を検討する。